

《 みんなで支え合う 》

国民健康保険

中津市健康福祉部 保険年金課 令和7年7月発行

今年度の国民健康保険税の変更点等についてお知らせします。

国民健康保険は相互扶助の制度です。保険税の納期内納付にご協力ください。

また、納付には便利な口座振替をご利用ください。



ほっぴい

大分県国民健康保険団体連合会マスコット

【お問合せ先】 保険年金課 国民健康保険係 TEL0979-62-9067（直通）

国民健康保険税賦課限度額と軽減判定基準額の変更について

所得の高い世帯の国民健康保険税 賦課限度額について

一人あたり国民健康保険医療費の増と国民健康保険税負担の公平性の確保の観点から、地方税法施行令が改正され、令和7年度分より所得の高い世帯に対する国民健康保険税の賦課限度額が見直されました。

基礎賦課（医療）分	65万円	→	66万円(+1万円)
後期高齢者支援金分	24万円	→	26万円(+2万円)
介護納付金分	17万円	→	17万円(変更なし)
合 計	106万円	→	109万円(+3万円)

所得の低い世帯の軽減判定基準額の拡大について

軽減判定基準額の計算式が以下のとおりに見直されました。

所得に応じた軽減措置は、「同じ世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額」が下記の基準額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減判定基準が拡大されることで、軽減を受けられる世帯の増加が見込まれます。

7割軽減基準額	所得43万円+(10万円×給与・年金収入者人数－1)
5割軽減基準額	所得43万円+(10万円×給与・年金収入者人数－1)+ <u>所得30万5千円</u> ×加入者人数 (変更前:29万5千円)
2割軽減基準額	所得43万円+(10万円×給与・年金収入者人数－1)+ <u>所得56万円</u> ×加入者人数 (変更前:54.5万円)

限度額認定証の更新手続きについて

令和7年8月以降の限度額認定証**更新申請を7月22日より**受け付けます。必要な方は、本人確認書類（マイナンバーカード等）を持参のうえ手続きをお願いします。

※ マイナ保険証で医療機関を受診する場合、限度額認定証が不要な場合がありますので、医療機関にお尋ねください。

※ 別世帯の方の申請は、原則委任状が必要です。



ジェネリック医薬品への切り替えについて

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効き目がある」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて研究開発費がかからず、薬の値段が安くなります。ジェネリック医薬品を選択することで、本人の医療費負担だけでなく国民健康保険の財政負担も減らすことができます。

また、令和6年10月からは後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金が加算されるよう制度変更が行われており、より価格差が大きくなっています。

医師や薬剤師へご相談のうえ、ジェネリック医薬品への切り替えによる医療費の削減にご理解・ご協力をお願いします。

中津市では切り替え効果の大きい対象者に向けて、年3回ジェネリック医薬品に関する通知を発行しております。切り替え効果額等を記載していますので検討材料としてお使いください。

※ 一部の医薬品についてはジェネリック医薬品自体がない場合や、欠品している場合があります。



中津市はり、きゅう、あん摩マッサージ施術料の助成について

中津市では国民健康保険と後期高齢者医療の加入者を対象に市の指定施設で施術を受けた「はり」、「きゅう」、「あん摩マッサージ」の施術料の助成を行っています。

助成を受けることができる条件は下記のとおりです。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者
- (3) 市税等及び後期高齢者医療保険料を滞納していない方

なお、マイナ保険証では資格の確認ができない場合があります。施術を受ける際は必ず「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」など中津市の国民健康保険もしくは後期高齢者医療に加入していることがわかるものをお持ちください。

令和7年8月1日以降は

マイナ保険証か資格確認書で医療機関・薬局にて受付ください

【マイナンバーカードをお持ちで、マイナ保険証の利用をご希望の方】

利用登録済みの場合 → そのまま医療機関等でご利用ください。

未登録の場合 → 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。

※ マイナポータル等でも登録できます。

【マイナ保険証をお持ちでない方】

お手元の健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付されます。

※ マイナ保険証の利用登録がお済みの方で、ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、申請いただければ資格確認書を交付します。

医療機関・薬局の受付の際には、
保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録は、医療機関・薬局の受付（カードリーダー）などで簡単に行うことができます。

【マイナ保険証のメリット】

- ◎ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられます
- ◎ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要です
- ◎ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます

【よくある質問】

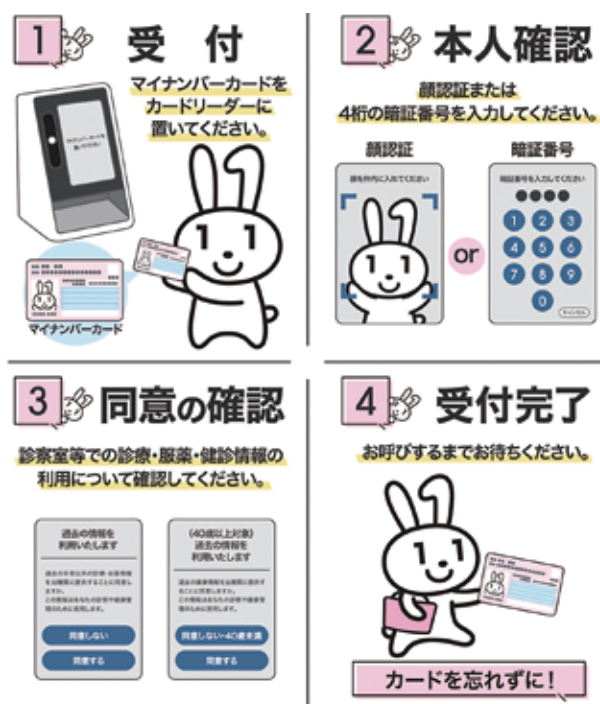
Q. マイナンバーカードには大事な情報が入っていますか？持ち歩くのが心配です。

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

Q. 暗証番号を忘れてしまわないか不安です、どうしたらよいですか？

A. 暗証番号を忘れてしまっても顔認証で受付することができます。

顔認証付きカードリーダーを操作できない場合でも、ご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を医療機関等の職員が目視で確認することも可能です。

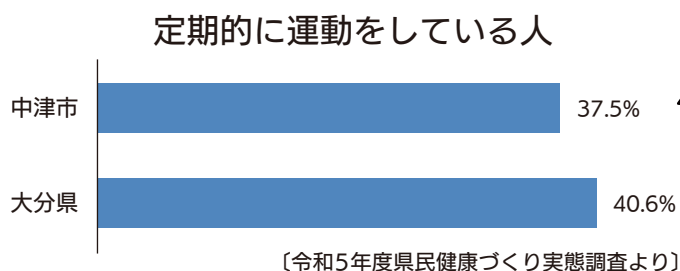


歩いてお得に!健康に!『あるとっく』を利用してみませんか?

毎日の健康づくり活動（ウォーキングや健診受診など）がポイントになる大分県提供健康アプリです。



中津市の運動状況



中津市は定期的に運動している人（1日に30分以上、週2回以上、1年以上継続している運動）の数が県平均よりも少なく、定期的に運動している人の割合が大分県内18市町村のうち15位です。

運動を定期的に行うことは糖尿病、高血圧症、肥満などの生活習慣病の予防にもつながります。

運動する
時間がない
面倒くさい



そんな方にこそ「あるとっく」がおすすめです!

「あるとっく」の使い方

- ①健康づくり活動に取り組んで、ポイントを貯める。
- ②貯めたポイントは県内の協力店で利用する。
協力店ではQRコードを読み取ってポイントを消費。



あるとっく4つのおすすめ機能



①毎日歩数カウント

歩数が同年代や同じ地域のなかでランキング付けされており、自分の運動量を継続的に把握することができます。



②ミッションでポイントゲット

各市町村のイベントに行ってもポイントがゲットすることができます。アプリ内で県内のイベント情報が随時配信されています。



③ポイントを協力店で使う

貯めたポイントは県内の協力店舗で使えます。



④健康チェック機能が充実

体重、血圧、体温、健康状態を記録することで継続的に自分の健康を管理することができます。



アプリのダウンロードは、
大分県公式あるとっくホームページから!→



【問い合わせ先】 中津市役所地域医療対策課 電話:0979-62-9211